

今別町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を実施するに当たり、今別町が予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣し、木造住宅の耐震性を判定することにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修工事の促進を図り、もって災害に強い町づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 青森県木造住宅耐震診断マニュアルに掲載されている一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断員 耐震診断を行う者であつて、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、木造住宅の耐震診断を行う者の養成を目的として、県又は建築関係公益法人が実施する講習会を受講した者のうち、県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者又は青森県知事がこれと同等であると認める者をいう。
- (3) 派遣対象者 第3条第1項各号に該当する住宅の所有者で、第3条第1項の規定による派遣の決定を受けた者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、今別町内に在し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）で地上階数が2以下のもの
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 現に居住の用に供していること。
- (5) 原則として、延べ面積が200㎡以下であること。ただし、200㎡を超える場合であっても、400㎡を上限とし派遣対象者負担の増額で対応することができる。
- (6) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。
- (7) 対象住宅の所有者が町税等を滞納していないこと。

(申込み手続)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、今別町木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込むものとする。

- (1) 建築確認年又は建築竣工年が確認できるものであつて、次に掲げるいずれかの書類
ア 建築確認通知書又は完了検査済証の写し

イ 登記簿謄本の写し又は登記事項証明書

(2) 案内図、各階平面図（建築確認申請図面等があればその写し）

(3) 2面以上の外観写真

(4) 町税に滞納がないことを証明する書類

2 予算を超える申し込みがあった時は抽選を行うこととする。

（派遣の決定）

第5条 町長は、前条の申請内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、その旨を今別町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。このとき、必要があると認める者について、一定の範囲内において優先的に派遣を決定することができるものとする。

2 町長は、前項の今別町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができるものとする。

3 町長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を今別町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第6条 派遣対象者は、今別町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において、耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに今別町木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、今別町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とし、町長は消費税及び地方消費税相当額を含め136,000円を上限として負担し、派遣対象者は別表の「派遣対象者負担額」欄の金額を負担するものとする。

2 派遣対象者は第5条第1項の規定による今別町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受理した後、前項に規定される派遣費用を耐震診断実施前までに町長へ支払うものとする。

（業務の委託）

第9条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

2 この要綱に基づき当該事業に関する業務を委託できる事業者は、耐震診断員を有する建築士法第23条の規定に基づく登録をした建築士事務所又は、建築関係公益法人である建築士法第27条の2の規定に基づく指定法人とする。

(診断結果の通知)

第 10 条 耐震診断の結果については、今別町木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書(様式第 6 号)により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第 11 条 町長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第 12 条 耐震診断員及び当該業務の関係者(以下「耐震診断員等」という。)は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

(補則)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、交付の日から施行する。

令和元年 12 月 11 日訓令第 19 号

2 この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

令和 7 年 4 月 16 日訓令第 7 号

別表（第8条関係）

延べ床面積	派遣費用 総 額	公的負担 限 度 額	派遣対象者 負 担 額
～200 m ² 以下	147,000 円	136,000 円	11,000 円
200 m ² 超～250 m ² 以下	168,000 円	136,000 円	32,000 円
250 m ² 超～300 m ² 以下	189,000 円	136,000 円	53,000 円
300 m ² 超～350 m ² 以下	211,000 円	136,000 円	75,000 円
350 m ² 超～400 m ² 以下	232,000 円	136,000 円	96,000 円

※ 上記金額は全て消費税及び地方消費税相当額を含む。